

## サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）

### 運営委員会 会議規則

1. 運営委員会は、原則として非公開とする。
2. 運営委員会の議事要旨及び議事録については、終了後速やかに事務局が作成する。
3. 運営委員会の資料並びに議事要旨及び議事録その他の関係資料（以下「運営委員会資料等」という。）については、原則として、コンソーシアムの会員及びオブザーバー（以下、「会員等」という。）に限り共有する。
4. 1. 及び3. の規定にかかわらず、個別の事情に応じて、運営委員会の運営方法、運営委員会資料等の取扱いその他の事項についての判断は、議長に一任するものとする。
5. コンソーシアムの会員は、コンソーシアムの活動に関して運営委員会で審議することを求めるために、その意見を事務局に提出することができる。事務局は、提出された意見を運営委員会に報告し、運営委員会はこれについて審議を行うものとする。
6. 議長は、規約第8条第2項に規定するオブザーバーの運営委員会への出席を認めることができる。
7. 本規則は、運営委員会の決議により改正することができる。

以上